

第 24 回横須賀市環境審議会みどり政策推進部会 議事録

1 日 時

令和 7 年 1 月 9 日（木） 15 時から 17 時まで

2 場 所

横須賀市役所本庁舎 3 階 301 会議室

3 出席者

（1）部会委員（8 名）

高梨委員（部会長）、飯島委員、笈委員、川田委員、名執委員、長谷川委員、
林委員、矢部委員

（2）事務局職員（3 名）

引本自然環境・河川課長、内田課長補佐、森塚担当

（3）関係職員（3 名）

〔建設部〕藤田部長

自然環境保全・活用担当課：島田担当課長、宮川主任

4 傍聴者

2 名

5 開 会

（1）建設部長挨拶

（2）委員及び関係職員・事務局員の紹介

（3）定足数について

委員 8 名の出席により定足数を満たしているため、会議が成立することを報告。

（4）会議資料確認

6 議 事

〔議題 1〕部会長の選出及び職務代理者の指名

〔議題 2〕当部会における傍聴及び議事録の取り扱いについて

〔議題 3〕「(仮称) 横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」策定について

〔議題 4〕「横須賀市みどりの基本条例」の見直しについて

〔議題１〕部会長の選出及び職務代理者の指名

事務局から、委員改選後初めての部会となるため、部会長については横須賀市環境審議会規則第３条第１項の規定により、委員の互選となることを説明した。部会長への立候補及び推薦について発言を求めたところ、飯島委員から高梨委員を推薦する旨の発言があった。高梨委員の推薦について、全会一致で了承されたため、高梨委員が部会長に選出された。

また、部会長職務代理者については、同規則第３条第３項の規定により高梨部会長から飯島委員が指名された。

〔議題２〕当部会における傍聴及び議事録の取り扱いについて

事務局から、横須賀市環境審議会傍聴実施要領及び議事録の取り扱いを準用する旨について説明し、了承された。

〔議題３〕「（仮称）横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」策定について

- （１）事務局から説明
- （２）質疑応答等

■飯島委員

施策の集約化・重点化について、これまでは個別に評価をしていたと思うが、それぞれの施策が関連しているものもかなりあると思う。例えば、グリーンインフラやネイチャーポジティブというものは、施策の複数の項目にまたがるものである。そのため、今後は個別の評価だけでなく、もう少し大きなくくりでの評価・議論を行ったほうがいい。

■名執委員

今回改定する計画の名前はどの段階で決定するのか。みどりの基本計画は「みどり」とひらがな表記であることに対し、「生物多様性地域戦略」は固い表現に感じる。名称についての議論も行う必要がある。

□内田課長補佐

事務局としても市民に親しみやすいタイトルにしたい。市民にパブリックコメントで公表する前には名前を決定したい。

■名執委員

スライドの３枚目について、生物多様性基本法の説明で、自然環境の保全と再生だけになっているが、生物多様性基本法や生物多様性条約は、保全に加えて持続可能な利用が大きな目的になっているので、認識しておいてほしい。

資料 7-4 の５ページにみどりの役割の説明があり、８ページに生物多様性の役割の説明

があるが、ほとんど重複した内容である。まとめて生態系サービスとして個々の役割を挙げていく方が、統一感があるのではないか。

資料 7-4 の 17 ページ、質の目標の中に「みどりが人々の安全で快適な暮らしに寄与するように、みどりの機能を向上させます」とあるが、構文を逆にして「みどりの機能を向上させ、人々の安全で快適な暮らしに寄与できるようにする」という書き方がいいのではないか。今回「生物多様性地域戦略」を作っていくにあたり、地域課題を解決して暮らしやすい地域にすることで、横須賀の明るい未来が描けるようになるというところを意識して計画作っていく必要があると思う。

□森塚担当

生物多様性の持続的な活用という観点が抜けていたので修正する。みどりと生物多様性の役割について、確かに重複する部分が多いので、構成については統一感が出るよう、改めて検討する。質の目標の表現については、ご指摘の通り修正する。

■高梨委員

補足をする、みどりの基本計画は平成 29 年の都市緑地法の改正で都市公園の整備や管理まで言及することとなった。単に自然環境の保全というだけでなく、まちづくりにみどりを活かしていくという観点が必要である。つまり、都市緑地の機能は生物多様性だけでなく、レクリエーション機能や子どもが遊ぶ場の提供といった人間サイドにたった観点も含めた幅広い取り組みをしていく必要があるのではないか。人のことも自然のことも考えなくてはならないので、どう折り合いをつけて横須賀を活かしていくか、そういう観点で活発な議論をしていただきたい。

■名執委員

みどりの基本計画の中間見直しには生物多様性の観点もかなり配慮して書かれている。今回の改正では、現行計画の基盤に立ったうえで、もう少し広い目で生物多様性というものを見ていけばいいと思う。

■矢部委員

生物多様性については、ほかの関係法令の観点からも見ていく必要がある。例えば森林法の地域森林計画や河川法に係る河川関係について、今回あまり触れられていないので、その点について聞きたい。

□森塚担当

森林については、横須賀市は林業の実態がなく、これまで十分な取り組みはできていなかった。ただ、今年度の都市緑地法の改正で、緑地の機能維持増進という文言が明記されたこ

ともあるので、今後は従来よりも積極的に森林整備を行い、森林の多面的な機能を上げていくことを目指したい。河川について、横須賀市が所有する河川は三面護岸のものばかりで、多自然型河川への移行は難しいが、それでも生物多様性の配慮について、できることから取り組みを行っていききたい。

■矢部委員

みどりや生物多様性の繋がりでは、河川の繋がりというものも非常に重要なので、そういう点にたって何か考えていけたらいいと思う。

■高梨委員

前回の中間見直しでも河川水系の話がでたが、気候変動により、水系の上流の林地のところが非常に危険度が増してきており、そこをどう維持管理していくのかという、いわば生物多様性よりも、防災的な観点での指摘が多かった。防災面、水質面に加え、生物多様性の観点も加えると、行政的な単位よりも水系を単位にして保全策を進めていくべきだと考えている。ただし、横須賀の場合は林業経営者がいないため、林地の管理は非常に難しい課題である。今までに林業として使われていなかった場所を業と捉えて維持管理したり、里山環境の増進をしたりする新たな事例などがあれば教えてほしい。

■矢部委員

業となると難しいが、ボランティア活動であれば、県でも事例がある。市民の林業への関心は高いと思うので、うまく企画していけば市民も参加しやすいかもしれない。

■名執委員

水系の上流域の森林を保全することによって、防災減災、Eco-DRR のようなことができたらいと思う。

■高梨委員

前々からの課題であるが、より大きな課題となっているので、どう対応していくか考えなくてはならない。

□藤田部長

森林管理の話で補足すると、現在武山地区にてモデル事業として市有林で試験的に管理を始めてみた。ただし、担い手がないことが課題となっている。また、横須賀の森林はほとんどが広葉樹林なので、間伐材をどう活かすかも課題となっている。こういった課題は引き続き事業を進めて考えていければと思っている。

■川田委員

農地の保全活用とあるが、農業従事者の高齢化と減少が進んでおり、いかに生産意欲を掻き立てるか、農協としても対策を講じているところである。また、有害鳥獣の問題も出てきており、果樹の生産区域でもイノシシの被害や出没情報があり、生息域が広がっているかもしれない。生物多様性の維持という面もあるだろうが、いかに農業人口の減少を食い止めて、荒廃農地を減らしていくかというのが課題である。

市民の理解が進むことで農地の維持保全、みどり政策への協力もできると思う。

■高梨委員

農地の持っている機能は、市民生活と本当に密着したものだと思うので、それを高めていく必要がある。また農業に従事されている方々も業務としてプラスの方向に働くような新しいモデルを考えていかないといけない時代になってきているのかなと思う。

■笈委員

市民の目から見ても横須賀は海も山も美しく自然が素晴らしいので、そのような中で計画を立てることは有意義だと思う。ただ、計画のスケジュールが甘いように思える。4年という書き方の問題かもしれないが、この1年は何をやるという表現にすれば、理解しやすいと思う。また施策の評価について、数値目標の80%以上であればAとしているが、誰が評価するのか。2割達成できなくても十分なのかと見えてしまう。

□藤田部長

評価については、毎年年次報告書を作成しており、環境審議会にて議論していただいている。こちらで進捗情報や評価を示したうえで、委員の方にご意見をいただいて決めていく。数値の目標については、数値目標の設定方法が難しいところもあるので、今後も委員の方の意見を聞きながら決めていきたい。

■高梨委員

市民にできるだけわかりやすいような目標設定と表現と、進め方をどのようにチェックしていくのかについて、引き続き市民に伝えやすいような取り組みをしていただきたい。

■長谷川委員

小学校にいと、子供たち自身が自然との触れ合い方ということに関してあまり知識がないと感じる。例えばハチが出てきたときにスルーすればいいが、手で振り払ってしまうので、大きな騒ぎになってしまう。担い手をつくるためにも子供たちがまず自然に接するところの知識や接し方の教育を続けていかなくてはいけない。

また、横須賀市には小中支援学校合わせて 80 校近くある。そういう意味では地域の中にある一つの大きな場所として緑の拠点とすることもできる。少しでも水環境を作ってみると、カエルやトンボがやってくる。

緑の拠点としての学校の活用、また将来子供たちが緑や環境を守っていく担い手として、環境教育や自然に対する学習には力を入れて進めていくことが必要ではないか。

□島田課長

現在環境部で環境指導者の派遣事業をやっている。また、当課でも「学区の自然」という事業をやっており、学校の近くで身近な自然体験をしてもらう事業や、里山の事業で小学生に田植えの体験をしてもらっている。学校とも連携が取れ始めているので、今後もそういった事業を活用して小さいうちから自然に親しめるようにしていきたい。

■高梨委員

私が最初に横須賀市みどりの基本計画に関わったときは、横須賀でボランティアをやる人はいないという話だったが、市が色々な取り組みをしてずいぶん変わったようだ。学校からだけではなく、何か違う切り口からも進めていかないといけないと思うので、お考えいただきたい。

■林委員

三浦半島は本当に自然に恵まれている地域だと思う。少しずつカストロフィの出てくるところがあるが、リカバーすれば何とかなる。先ほどの森林の話もあるが、森の使い方は考え方一つで、いろいろ変わってくる。それが経済的にも成り立つ計画はたくさんある。大学の先生の力を借り、起業している事実はある、そういうところは積極的にやっている。三浦半島でそういうことができないか、考えなくてはいけないと思う。

計画書の最後に細かい用語集をつけていく。この用語集の中に出てくる言葉はかなり日進月歩で、例えば 28 年みどりの基本計画のときには、生物多様性という単語は出てくるが、グリーンインフラとネイチャーポジティブは出てない。市民には、これらの用語や計画書の中身がどういうことか、我々が理解しているほど理解する力がまだついてない。例えばグリーンインフラの説明資料にある絵のようなところは横須賀に多数あるが、利用している人たちにとってはどのような恩恵があるのか分かっていない。市役所のホームページに出すといった宣伝の機会が少ないように思える。今実際にやっていることや進捗状況について、メディアを使って紹介していく努力をした方がいい。

■高梨委員

国の中でもネイチャーポジティブやグリーンインフラと言われても非常に専門性が高い用語である。それをどのようにして市民感覚で捉えて、具体的な行動に繋げていくのかとい

う努力をしなくてははいけない。横須賀市としてそういった情報拠点づくりは一つの大きな議論ではないかなと思うがいかがか。

□藤田部長

今、ラインのプッシュ型の通知で、市民の皆さんも興味があるようなことに対してライン登録していると届くというようなものがある。考え方とかではないが、例えば講演会がありますよというようなお知らせが多いが、欲しい人のところにうまく届くような形ができないかと思っている。そういった発信の仕方重要だと思う。

■高梨委員

そちらは非常に重要なのでお願いしたい。一点だけ、計画の理念、将来像が市民にどのように理解されるか、ということについて、また部会の審議を通じて、あるいは、審議会報告を通じて基本理念や将来像をブラッシュアップしていくということが必要ではないかと思う。この点について特段何か発言があれをお願いしたいがいかがか。

内容がまだ分からないと、なかなか掴みきれないと思うので、内容を詰める作業とともにこの辺りは詰めていくということにさせていただきたい。一通り計画の見直しについてはご意見をいただいたので、ご意見を踏まえて、これから検討を事務局の方で進めていただきたい。

〔議題４〕「横須賀市みどりの基本条例」の見直しについて

- (１) 事務局から説明
- (２) 質疑応答等

■高梨委員

生物多様性地域戦略について、条例上処理するのか。

□内田課長補佐

事務局としては、根拠法令である生物多様性基本法があり、その法律に基づいて計画を立てるため、あえて条例化する必要がないものだと認識している。

■高梨委員

事実行為として一体的に作ることは分かるが、市の根拠となる条例上、どのように位置づけるのか。多分このような議論は今まであまり世の中にされていない。というのも、それぞれがそれぞれの法定計画を作っているため、当然それぞれの条例ができてそれを一体的に作ります、というブリッジ規定的な取り扱いをしていることが多い。今回の生物多様性地域戦略自体が行政の仕組みの中で、市としてこういうことをやります、ということを経営上記

載してない。みどりの基本条例の話ではないのかもしれないが。

□島田課長

計画は市の条例に基づいて作るという考え方はもちろん正しい。ただ今回の場合は既に生物多様性基本法に計画を作るように努めなさいということになっているので、条例がなくても法に基づき計画を作ることは問題ないと思っている。環境基本法の流れから環境基本条例に根拠を持たせるのか、都市緑地法の方からみどりの基本条例に根拠を持たせるのか、そういったことも考えたが、大元となる根拠法令違うので、それらの条例に生物多様性地域戦略の根拠を求めることはふさわしくないと思う。生物多様性はなかなか世間に広がってない状態なので、まずは計画を作り、施策に取り組み、市民の中で大事だという認識が広がった段階で、条例を作っていくべきであると思っている。今作ると理念条例になってしまい、あまり実効性がない。

■高梨委員

理念条例で構わないと思うが、市はみどりの基本計画と生物多様性地域戦略の統合という言葉を使っている。統合というと、統合する元のものがないと統合できないと思う。

□島田課長

統合されるといっても冊子として統合されているのであって、計画はそれぞれ法に基づいた別のものを作るので、問題ないと思う。

■高梨委員

現行のみどりの基本計画に生物多様性のことが書いてある。それとはまた別の生物多様性地域戦略というものができるといえることになるのか。

はじめに生物多様性地域戦略を作らないといけない。地域戦略かどういふものかわからないのに一緒にしてしまうとみどりの基本計画との関係が整理できない。条例に基づく計画はこれですという部分をきちんと示さないといけない。

□藤田部長

その点については整理をさせてほしい。

■名執委員

昨年の環境審議会でもこれについて質問させていただいて、みどりの基本条例は変えるつもりはないという話を聞いた。ただ、今回生物多様性地域戦略に新たに取り組んでいくことを示す上で、例えばみどりの基本条例の中に生物多様性に取り組むというようなことを入れ込むなど、せつかくの機会なので、何らかの形でアピールする必要があるのでは

と思っている。

■林委員

計画戦略の中にそれぞれの法令があって、今回の場合は、みどりの基本計画と生物多様性地域戦略は同等な意味を持つ。資料 7-4 の 1 ページの最後の文章に統合についてと書いてある。統合した計画ということは、本来今までのみどりの基本計画と生物多様性戦略が合わさった何か新しい計画にならないと、この文章ではおかしい。

■高梨委員

前々からみどりの基本計画の中で生物多様性地域戦略をどうするのかという議論をしてきた。生物多様性地域戦略が、横須賀市の独立のものとしてできるのかどうかということだった。というのも、横須賀の場合、緑の保全、緑化の推進ということがほとんどだったが、鳥獣被害の話については、生物多様性地域戦略の方で取り扱った方がふさわしいのではないかと、というようなことがあった。みどりの基本計画でやっても別物になってしまうので、それを統合と言われると、みどりの基本計画で鳥獣保護対策を含めた統合した計画という新たな規定がないと、統合した概念というのは作ることができないのではないかなと思う。

□内田課長補佐

過去の経緯として、15 年ぐらい前から生物多様性地域戦略を作ろうという動きがあったが、なかなか調整が叶わなかった。みどりの基本計画に関しても、30 年ほど経って、熟度が上がり、緑行政にとっても欠かすことのできない計画になった。みどりの基本計画は最初の制定から 15 年ぐらいたった平成 23 年にみどりの基本条例に位置づけて今後もしっかり政策等を謳って計画を作っていこうという市の意思として条例を立てた。先ほどの統合と言葉が正しいかという話については、正しくないのかもしれないが、生物多様性地域戦略に関しても、まずは今までできなかったことを今回トライして、熟度が上がったときに条例化という話が出てくるのかなと思う。現時点で条例をつくる時期ではないと思う。

■高梨委員

みどりの基本計画自体は非常に柔軟性の高い計画制度で、市が独自に決めればよいという内容なので、生物多様性地域戦略を含めて全然構わない。生物多様性地域戦略というのをどういう形で打ち出すかということについて、市民の理解も進めて、深めていかななくては行けない。みどりの基本計画が市民に認識されたところに、急に生物多様性地域戦略が入って、何をやるのかと思われる。先ほど市民の目も含めてという話と、行政的な整備が課題である。ここを一步前に進めるときに、どういう形で進めるかということは行政的な話なので、その中でご検討いただきたい。

次回の環境審議会では部会報告を行うので、事務局には今日の意見等をもとに、資料の作成

をお願いしたい。

7 その他

以下の３点について事務局から連絡

- (１) 後日意見等がある場合には、１月１６日（木）までに連絡をいただきたい。
- (２) 次回の環境審議会は３月１８日（火）に実施予定、みどり政策推進部会は４～５月頃に開催予定。
- (３) 市役所北口駐車場利用の駐車券の処理について。